

交通安全 コラム

vol.62



住民課
くらしの安心・安全係
☎ 85-8171

「飲酒運転は絶対にしない!させない!!」

平成 18 年 8 月、福岡県の海の中道で、加害者の飲酒運転による事故で幼児 3 人の命が奪われました。飲酒運転の怖さを世間に知らしめるきっかけとなった事故であり、二度とこのような悲しい事故が起きないように、飲酒運転を根絶するための様々な活動が行われています。しかし、飲酒運転の罰則が強化された今も、飲酒運転で検挙される人、飲酒運転で交通事故を起こす人が後を絶ちません。

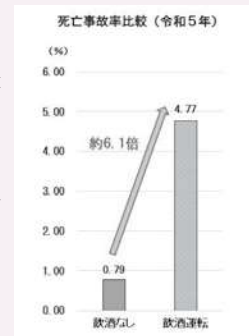
▼飲酒運転はなぜ危険なのか？

飲酒運転は、ビールや日本酒などの酒類やアルコールを含む飲食物を摂取し、アルコール分を体内に保有した状態で運転する行為です。



飲酒時には、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。具体的には、「気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする」、「車間距離の判断を誤る」、「危険の察知が遅れる」、「危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」などの状態になることです。

警察庁の調べによると、令和 5 年中の飲酒運転による死亡事故率は、飲酒していない場合に比べ、約 6.1 倍も高く、飲酒運転が極めて危険性が高い悪質な運転行為であることがわかります。



▼飲酒運転の代償

飲酒運転や飲酒運転による交通事故は、刑事罰（懲役や罰金等）、運転免許の停止・取消、損害賠償責任、失職による経済的負担、世間の非難による精神的負担、家庭崩壊等の様々な代償を払うことになります。

状態		刑罰	違反点数	※欠格期間等
酒酔い運転		5年以下の懲役または100万円以下の罰金	35点	3年
酒気帯び運転	0.25mg/L以上	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	25点	2年
	0.15～0.25mg/L未滿		13点	免許停止90日

※前歴及びその他の累積がない場合

また、自分が飲酒運転をしなくても、飲酒している人に車を貸す行為、これから運転する人にお酒を出す行為、飲酒運転する人の車に乗る行為を行った人にも、厳しい処罰が科せられます。

形態	刑罰
車両を提供した場合	<ul style="list-style-type: none"> 運転者が酒酔い運転をした場合 5年以下の懲役または100万円以下の罰金 運転者が酒気帯び運転をした場合 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類を提供した場合 または同乗した場合	<ul style="list-style-type: none"> 運転者が酒酔い運転をした場合 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 運転者が酒気帯び運転をした場合 2年以下の懲役または30万円以下の罰金



▼飲酒運転をなくすためには？

飲酒運転を根絶するためには、飲酒運転が非常に危険な行為であることを十分理解した上で、運転者とその周囲の人が、飲酒運転は「しない!」「させない!!」という強い意志を持ち、皆で協力することが大切です。

(参考：佐賀県警察ホームページ、警察庁 web サイト)